

岩手県告示第709号

景観法（平成16年法律第110号）第84条第1項の規定により、良好な景観の形成に関する協定（以下「景観協定」という。）の変更について次のとおり認可の申請があった。

なお、同条第2項において準用する同法第82条第1項の規定により、当該申請に係る景観協定を平成26年10月14日から同月28日まで、岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて関係人の縦覧に供する。

平成26年10月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 景観協定の名称 オガールタウン景観協定
- 2 景観協定の目的となる土地の区域 紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目地内（別紙図面のとおり。）

備考 「別紙図面」は、省略し、変更の認可の申請に係る景観協定の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。